

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表

【介護福祉士による算定表】

施設名

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表

【勤続10年以上の介護福祉士による算定表】

施設名 _____

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

★介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した勤続年数10年以上の介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- 5 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した勤続年数10年以上の介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合		

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表

施設名

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【介護福祉士による算定表】

施設名 _____

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

実績月数

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した介護職員の総数	常勤換算方法で算出した介護福祉士である職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合		

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【常勤職員による算定表】

施設名 _____

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること

月	常勤換算方法により算出した看護・介護職員の総数	常勤職員数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			実績月数
1月			
2月			
合計			
1月当たりの平均			
看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合			

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出した看護・介護職員の総数	常勤職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合		

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表 【勤続年数による算定表】

施設名 _____

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

★サービスを直接提供する職員のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数7年以上の職員数	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			実績月数
1月			
2月			
合計			
1月当たりの平均			
サービス提供職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合			

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 5 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員とする。

前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数7年以上の職員数
月		
月		
月		
合計		
1月当たりの平均		
サービス提供職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合		

